

料金区分の判断基準について

料金区分の一般、営利の区分を明確にするため、基準を定めましたので、お知らせいたします。

このことに伴い、従来お伺いしていなかった事項について、会館管理人がお尋ねする場合がございますが、料金区分を適正に判断するためにも、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、可能な限り、従来の料金区分と同一となるよう配慮し、基準を定めたところですが、場合により、従来の料金区分と異なる区分となることがありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

①～⑤全てが当てはまる場合、料金区分は「 <u>一般</u> 」になります。(任意団体と判断)	
①	団体が会員相互の親睦を深め、または、技術向上等を目的に会費等を徴収し、活動を行っています。
②	講師は来ません。または、不定期で講師等が来ます。 ※定期的に講師が来る場合でも、③を満たしていれば、②に当てはまることとします。
③	会費から、講師等に謝礼を支払っている場合、その割合が会費全体の80%未満です。
④	講師等が代表者である場合、その代表者が本会館又は他の場所で教室等を行っていません。
⑤	講師等が、月謝又は会費として料金を徴収していません。

⑥～⑨いずれかが当てはまる場合、料金区分は「 <u>営利</u> 」になります。(教室と判断)	
⑥	定期的に講師が来ます。 ※定期的に講師が来る場合でも、③を満たしていれば、⑥には当てはまらないこととします。
⑦	会費から、講師などに謝礼を支払っている場合、その割合が会費全体の80%以上です。 ※講師への謝礼金の内、交通費、教材費、材料費等、必要経費と認められるものが含まれている場合は、必要経費分を謝礼から差し引くことができます。登録申請書に内訳を明記するか、会則・規約等、その内訳が分かるような資料をお示しください。
⑧	講師等が代表者である場合、その代表者が本会館又は他の場所で教室等を行う等、その指導等を生業としています。
⑨	講師等が、月謝又は会費として料金を徴収しています。

※ 会費が、1人あたり月額3,000円以上の場合で会員が5名以上の団体は、施設管理者及び会館管理人の聞き取り調査(必要に応じて実施)時に、その経費内訳をご報告ください。

※ NPO法人等の場合、原則として、その運営費を会費等で徴収し、且つ指導者がその経費から報酬と認められる費用を受けている場合は、営利区分での登録とします。

ただし、市がその支援を行っている、または、支援を受けることができる団体は、原則として行政内部の機関から利用申請を行うこととします。また、自立を目指して一般登録を希望する場合は、その担当部局を届け出た上で、施設管理者がその経過等を確認し、一般区分として登録することができます。

平成28年10月19日
長岡京市商工観光課